

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和 7 年 5 月 2 7 日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和7年5月27日（火） 午前9時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前9時

開議宣告

会議録署名委員の指名 清水委員（南あわじ市） 青木委員（学校組合）

前回会議録の承認

議事

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前9時48分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教育長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 青 木 京、近 藤 宰 常、清 水 真 澄、山 本 真 也

《学校組合》

（教育長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 狩 野 時 夫、青 木 京、山 本 真 也、橋 本 直 之

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 坂 東 聡、教育次長補兼教育総務課長 田 村 智 巨、

学校教育課長 居 神 さゆり、社会教育課長 眞 野 匡 史、

社会教育課付課長兼生涯学習推進室長 阿萬野 真 司、

スポーツ青少年課長 柏 木 映理子、学校給食センター所長 船 本 武 身、

教育総務課係長 佐々木 友 美、教育総務課主査 興 津 里 香

6. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第17号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決

議案第18号 南あわじ市決裁規程の一部を改正する規程制定について
原案可決

議案第 19 号 南あわじ市地区公民館長の任命について
原案可決

1. 開 会

午前9時

【新宅教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【新宅教育長】 次に、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、清水委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、青木委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【新宅教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

【青木委員】 (発言について修正の申し出あり)

【橋本委員】 (発言について修正の申し出あり)

【新宅教育長】 そのように修正いたします。

ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ご意見がないようですので、前回教育委員会定例会会議録については一部を修正した上で原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、前回の定例会の会議録は一部を修正した上で承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【新宅教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

5月15日、16日の2日間にかけて、埼玉県川越市で開催されました全国都市教育長協議会定期大会へ出席してまいりました。大会のテーマは、「豊かな学びで未来を拓く教育のあり方」ということでした。

会議の中で、文科省からの行政説明がありましたので、少し紹介させていただきます。「魅力ある、より良い学校づくり」の一環とした取組である「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策、COCOLOプラン」として、「不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に学べる環境を整える」「心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する」「学校の風土の見える化を通して、学校をみんなが安心して学べる場所にする」という3点を掲げておりました。学校の風土と、欠席日数については、関連を示すデータとしてはっきり表れているということです。そこで、学校をみんなが安心して学べる場所にするために、1. 学校の風土を見える化する。2. 学校で過ごす時間の中で最も長い授業を改善する。3. いじめ等の問題行動に対しては毅然とした対応を徹底する。4. 児童生徒が主体的に参加した校則等の見直しを推進する。5. 快適で温かみのある学校環境整備を行う。6. 学校を障害や国籍言語等の違いに関わらず、共生社会を学ぶ場にする。以上、概要ということで、紹介をさせていただきました。本市も引き続き、不登校を生まない取組を進めてまいります。

以上で教育長報告を終わります。この件につきましてご意見等ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

【新宅教育長】 次に、議事に移ります。議事につきましては、南あわじ市議案3件を審議いたします。

○南あわじ市教育委員会議案第17号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第17号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」、提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 ただいま上程いただきました議案第17号について、提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、来る令和7年5月30日に招集される、令和7年第132回南あわじ市議会定例会に提案予定の議案「令和7年度 南あわじ市一般会計補正予算（第1号）」が対象となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されており、このたび、当該案件について市長からの求めに応じ、本日の定例会に提案するものです。

それでは令和7年度 南あわじ市一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

お手元の「議案第17号」をご覧ください。

このたびの補正予算の内容は、GIGAスクール構想にかかる児童生徒等のタブレット端末の更新について、市立小中学校分と組合立小中学校分を一体的に実施するため、当初予算ではそれぞれ別に予算措置していたものを組み替えるための委託料及び債務負担行為の追加のほか、市内中学生の希望者を対象に実施する大阪・関西万博への校外学習事業にかかるバス借上料等の追加、設備点検で故障が判明した神代小学校体育館の屋内消火栓設備、及び三原健康広場の防火シャッター等の設備更新工事費の追加となっています。

10款 教育費、1項 教育総務費、3目 教育振興費において、まず市内中学生を対象として実施する大阪・関西万博への校外学習事業に要する費用として、当日の急な体調不良等に対応することなどを想定し、同行する雇上げ看護師の報償費として6万円、バスの借上料として、75万円を計上しています。

また、GIGAスクール構想にかかる児童生徒1人1台の端末について、現在のものが令和7年12月をもって使用期間終了となることからこのたび更新をするにあたり、組合立も含めた一体的な更新をするために、当初予算で措置している情報端末運用管理等業務委託料に組合立小中学校で必要な分として375万6,000円を追加で計上しています。この経費について同額を組合から負担金として受けることになります。なお、この委託料は令和8年1月から3月までの3か月分となっており、令和8年4月から令和12年12月までの所要額については、「第2表 債務負担行為補

正」において、変更前と変更後の差額、7, 200万円を追加しています。

2項 小学校費、1目 学校管理費では、消防設備点検において指摘された神代小学校体育館の屋内消火栓設備の不具合を受け、消火ポンプの更新を行うための工事費として680万円を計上しています。具体には消防ポンプの更新と、配管内を常に水で満たしておくための補助加圧ポンプの設置、これに伴う補給水槽や配管工事等を実施するものです。

6項 保健体育費、2目 体育施設費では、三原健康広場において、同様に消防設備点検において指摘を受けた防火シャッター4か所の更新工事を実施するための工事費として1,060万円、設計監理委託料として50万円を計上しています。更新を行う場所としては、2階のトレーニング室で3か所、1階アリーナ奥の舞台袖で1か所となっており、防火シャッターに加え、火災を感知したときに自動でシャッターを閉めるための火災報知器等についても更新を実施します。

ただ今ご説明申し上げました内容に伴う地方債の補正、歳入の補正についてそれぞれ記載しておりますのでご覧おきください。

以上で議案第17号のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第17号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第17号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第 18 号

「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第 18 号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」、提案理由の説明を求めます。

【田村次長補】 ただいま上程いただきました議案第 18 号について、提案理由をご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。この度の改正は、南あわじ市決裁規程の改正に伴い、関連する事項についての改正を行うものです。

工事請負契約等の随意契約に関する事務処理及び契約について、財務課長の合議条件を契約予定額 50 万円以上から 100 万円以上に変更し、個人情報の目的外利用又は外部提供について、合議条件を総務企画部長から総務課長に変更するものです。

なお、附則でこの規程の施行日を本日令和 7 年 5 月 27 日からとし、随意契約にかかる部分の改正は今年度の見積依頼の手續から、個人情報にかかる部分の改正は令和 7 年 4 月 1 日から適用するものと定めております。

以上で議案第 18 号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第 18 号「南あわじ市教育委員会決裁規程の一部を改正する規程制定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第 18 号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第 19 号

「南あわじ市地区公民館長の任命について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第 19 号「南あわじ市地区公民館長の任命について」、提案理由の説明を求めます。

【阿萬野室長】 ただいま上程いただきました議案第 19 号について、提案理由をご説明申し上げます。

令和 7 年 3 月 31 日開催の教育委員会定例会にて可決した、議案第 19 号「南あわじ市地区公民館長の任命について」において、選任中となっておりました八木地区公民館長が確定したため提案いたします。なお、選出につきましては、八木地区自治会長、地域づくり協議会長からご推薦をいただいております。新たに公民館長に任命予定の藏本様は、現在、八木地区公民館事務員として勤務されており、地域の皆様方からの人望も厚く、見識を有しておられますので、八木地区公民館長に任命したいと存じます。任期は令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 10 か月間でございます。

以上で議案第 19 号の提案理由のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第19号「南あわじ市地区公民館長の任命について」を
原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第19号は原案のとおり決定されました。

6. 協議及び報告事項

【新宅教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 令和7年度第1回総合教育会議について

【新宅教育長】 まず、「令和7年度第1回総合教育会議について」、事務局より説明を
お願いします。

【田村次長補】 総合教育会議につきましては、本定例会終了後、10時より開催いた
します。資料につきましては、事前にお送りさせていただいております。

本日の総合教育会議では、その資料を元に協議いただきたいと思います。会議の流れ
としましては、最初に、出席者の紹介をさせていただき、その後、「第4期南あわじ
市教育振興基本計画 学ぶ楽しさ日本一 ～生涯を通じて、学びのいぶきがみなぎる
まちづくり～の実現に向けて」について協議をお願いいたします。

協議については、まず事務局から内容を説明させていただき、その後、市長から各
委員へご意見をおうかがいしていくという流れで進めてまいります。

総合教育会議の会議時間につきましては、午前10時に開会しまして概ね2時間程
度、正午を目途に閉会としたいと考えておりますので、皆様方のご協力をよろしくお
願いいたします。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件について、何かご意見ございましたらお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【新宅教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

7. その他

【新宅教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。
何かございませんか。

○運動会の実施方法について

【清水委員】 保護者の立場から、南あわじ市の運動会についてそろそろ考えていかなければならないのではないかと思います。

先日、ある小学校の運動会を見に行かせていただき、終了後には保護者の方々とお話をしたのですが、コロナ前には1日開催だった運動会がコロナ禍で半日開催になり、今もそのまま半日開催となっている理由やその説明がないというところに疑問を持っている方がおられました。他市でも半日開催になってるところが多く、理由としては、熱中症対応のためということが挙げられています。学校によってはテントを設営しないところもあるそうで、健康面のことを考えてというところもあるのだらうと思います。

1日開催には、子どもたちの体力向上もそうですが、昼食を家族や地域の人と食べることによる交流もそうですし、競技数が増えることで、PTA競技など保護者や地域の人も一緒に競技に参加するなど、コミュニケーションの幅が広がる場にもなっているというメリットもあります。ですから、南あわじ市としては運動会を通して何を子どもたちに提供していくのかというところを、一度考えていただければと思います。熱中症対策として有効なのは、例えば体育館での開催が考えられると思いますが、冷暖房が完備している施設ということになると、南あわじ市では文化体育館が該当します。体育館だと季節や天候に影響されず、スケジュールも立てやすいというところにメリットがあると思います。ただ、学校近くの施設でない場合は、準備や予行演習をどうするかといったことや、使用料の問題などいろいろ課題はあると思いますが。

日々、アフタースクールを利用する子どもたちと体験活動で関わっていますが、子どもたちの体力や集中力の低下をどうにかしたいという思いを持っています。体力の低下は将来の健康にも影響しますので、運動会について、生涯の影響を見通して、ど

のように運営していくのかということを考えていただければと思います。

小学校時代は、健康管理、団体との関わり、社会との繋がりとともに成長していく大事な時期です。学校行事を子どもたちが主役の行事にするために、子どもたちの考えも聞いてあげてほしいと思っています。

【坂東次長】 運動会は、コロナ以降、半日開催に変更した学校が多くありますが、各校で保護者に対してどのように説明等を行っているかについては教育委員会では現在把握していないところです。

今年度、私は福良小学校の運動会を見させていただきましたが、福良小学校は1日開催しておりました。ねらいとしては、保護者から、みんなで昼食をとることも大切だという声があったということからだと聞いております。

各学校へは、半日開催を続ける理由や説明を徹底することを含め、子どもの意見を反映し、子どもが主役となるような取組を進めていくよう指示したいと思っています。

【青木委員】 必要なのは、保護者や子どもたちへの説明ではなく、対話だと思います。

P T A総会が年度始めにありますが、今は本来の意味をなくしてしまって、保護者が集まって会計のお話を聞いている会になっていないのでしょうか。P T A総会などの機会をきちんと活かして、運動会の運営などについて話し合ってはどうか。いろいろな意見が出ますから、それをまとめて進めていくのは大変だと思いますが、「主体的で対話的で深い学び」を掲げる中、これは進めていくべきことだろうと思っています。

保護者の要望を聞くのではなく、学校が保護者に尋ねる、保護者も伝える、先生たちの思いも伝えることが大切ではないかと思っています。

【新宅教育長】 今年度は、多くの学校の運動会を回って色々意見を聞いてみました。

学校によって子どもたちの参画の方法は様々で、テーマを決めたり、役割の分担をしたり、自ら放送したり、いろいろな場面で子どもたちの参画が増えてきています。子ども主体でやりたいという意識がどんどん反映されてきていると感じました。

福良小学校の運動会には、午前中に別の学校の運動会を見て、午後から見させていただきました。午後は1時始まりで、P T A会長の挨拶の後、低学年のダンス、高学年のダンスと続いて閉会という流れでした。午前9時から始めれば午前中に終わる内容ですが、あえて10時開始にしているのは、子どもたちとお昼と一緒に食べたいというところを目的にしているためです。ですので、たくさん種目を増やして一日中やろうということではなく、目的を達成するために、午前10時開始、午後2時終了という形をとっているようです。

各学校の状況をみると、午前中開催のところが多いですが、それぞれいろいろな条件の中で時間を決めていると思われます。また、学校では保護者の意見を無視し

た決め方はしていないと思っております。子どもたちも保護者も共に一緒に作り上げていくということは、これはもう基本だと思います。話し合いの中で、そういう条件だったらこういう方法になってくるのかなとか、こういうやり方ならできるんじゃないかなとか、といった調整がされていくのではないかと思います。

【清水委員】 学校では、運動会に関するアンケートをPTAに対して取ってくれていますが、その結果が返って来ないので、結局学校で抱えてしまっていると感じています。対話を大切にするのであれば、アンケートの結果を公開いただきたいと思います。結局、昨年度とあまり内容が変わっておらず残念だなと思っていますので、アンケート結果の公開や対話の方法についてももう少し踏み込んでいただきたいと思います。

時代もどんどん変わってきていますので、各学校の工夫などをいろいろ伝えていただければと思います。

【狩野委員】 広田小中学校はグラウンドを共有していて、コロナ前までは小中合同運動会を開催することが伝統でした。それが、コロナの感染対策や熱中症などに配慮した時から、小中それぞれ別れて午前開催という形になり今に至ります。

合同運動会によって、小学校の子が先輩の動きを見る、先輩が後輩を見る、そういった良さがなくなり、地域の楽しみもなくなるのではないかなということを、山本委員と一緒に学校へお話をさせていただいたことがあります。学校の答えとしては、今後の課題としておきますと言われてそのままになっているのが現状です。

学校では、学校評価であったり、地域の声や先生方の声を聞いたり、様々なことから判断して行事の運営を決めていっていると思いますが、コロナ禍で変更したやり方が今になっても元に戻りにくいという現状がありますので、何か良い方法がないものかと思っています。

【新宅教育長】 本日、午後から校長会がありますので、挨拶の中で運動会について少し触れようと思っております。しっかりと保護者の方とも対話しながら来年度以降を進めてほしいということと、学校行事については、学校が主体で決めていきますので、教育委員会からやり方を強制はできませんが、進めていく上で、コミュニケーションを図って、様々な声を聞いてほしいということを伝えたいと思います。これは行事だけではなく、全体を通して言えることですので、改めてそのことにも触れておきたいと思います。

【新宅教育長】 他に何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南あわじ市小中学校のあり方検討方針について

【田村次長補】 お手元に、小中学校のあり方検討方針（令和7年5月27日時点）をお配りさせていただいております。内容は前回ご説明させていただいて、概ねご了承いただきましたが、前回お示ししたもののから表記を変えた部分について、ご説明させていただきます。

（ 前回からの変更部分について説明 ）

その他、細かい部分を修正させていただきましたが、概ねこの形でいかせていただけたらと思っております。

【新宅教育長】 この件につきまして、何かご意見等ございますか。

【狩野委員】 前回、私から組合立小中学校の存在について意見させていただきましたが、早速反映していただきうれしく思っております。やはり組合立学校については掲載していくべきだと考えておりますので、今後もよろしくお願いします。

【新宅教育長】 他に何かございますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○MINA・KATSU推進計画について

【柏木課長】 MINA・KATSU推進計画については、これまで説明させていただいてまいりましたが、本日は、3月に策定後の変更点についてご説明させていただきます。

（ 前回からの変更部分について説明 ）

【新宅教育長】 この件につきまして、何かご意見等ございますか。

（ 「なし」と呼ぶ者あり ）

○ 8 月教育委員会定例会の日程調整について

【田村課長】 8 月の教育委員会定例会については、日程調整させていただいたのですが、委員の皆様がそろう日がありませんでしたので、後日、再度調整させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

8. 閉 会

【新宅教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前 9 時 4 8 分